

種付権利取扱業務規程

この業務規程は株式会社ジェイエス（以下 弊社という）の取扱う種付権利に対し適用するものであり、種付権利売買契約書、条件付種付権利配合申込書が優先し、これらに定めなき事項につき、本業務規程を適用する。

（取扱う物件の種類）

第1条 取扱う物件は種付権利とし、次の三種類とする。

- (1) ノミネーション（単年度種付権利株）
- (2) 条件付ノミネーション（条件付単年度種付権利株）
- (3) シェア（本株及び永久種付権利株）

（取引の方法）

第2条 取引の方法は、日常の売買斡旋及び売買とする。

（販売及び購買の申込み）

第3条 種付権利を販売及び購買しようとするものは、所定の書面または電話にて申込みことができる。

2. 申込み後、取消しをする場合は、その旨を申出なければならない。

（売買の成立）

第4条 売買の成立は、販売申込者、購買申込者、弊社の間にて合議（電話を含む）により売買を承諾した時点とする。

2. 売買の成立を以て販売申込者を売主、購買申込者を買主という。
3. 当事者は売買成立を証するため、売買契約書を作成する。
4. 条件付ノミネーションについての売買成立は、弊社が所定の申込書を受領した時点とする。
5. シェアについての売買成立は、その都度協議して定める。

（売買代金の決済）

第5条 買主は、売買代金を売買成立日の翌日より7日以内に弊社へ寄託するものとする。但し、約定期日を別途定めることができるものとする。

2. 弊社は前項において買主から寄託された売買代金を売主へ支払う。
3. 売買代金の支払いは日本国通貨、金融機関が支払い保証した小切手、またはそれに準じた有価証券で弊社が認めたものとする。

（種付証書の引渡し）

第6条 売主は、種付証書を売買成立日の翌日より10日以内に弊社へ寄託するものとする。

2. 弊社は前項において買主から寄託された種付証書を売主へ引渡す。但し、第5条でいう売買代金の寄託を必要とする。
3. 種付証書の引渡しは第1項の期限に係わらず、約定期日を別途定めることができるものとする。この場合、弊社は売主に対し弊社を種付証書の受取人とする委任状の提出を求めることができる。
4. 条件付ノミネーション及びシェアについての引渡しは、この限りではない。

（契約の解除）

第7条 種付前に種牡馬が死亡、又は種付不能になった場合は売買契約を解除することができる。ただし、その証書の効力の発する年の5月1日以後は、契約を解除できない。

※当社の定める種付不能とは、買主の牝馬が種付しようとした日より種付終了までの種付休業状態をいう。

2. その年の種牡馬の種付開始日よりその証書の効力の発する4月30日以前に種牡馬が種付を30日以上休業した場合にのみ、買主は契約の解除ができる。

3. その証書の効力の発する年の5月1日以後の売買成立については、売買成立日より5日以内に種牡馬が死亡、又は種付不能になった場合にのみ契約の解除ができる。

4. 買主は1回以上種付したのものについては、いかなる場合においても契約の解除はできない。

5. 契約解除の申出があった場合は、弊社は事実を確認し適当と認めたときを契約解除決定の日とし、その日より3日以内に売主に書面を以て通知する。

6. 契約解除による代金の返還については、既に支払いされた代金を、契約解除決定の日より10日以内に全額寄託しなければならない。万一期限内にその金額が支払いされなかった場合は、支払金額に対して日歩5銭の割合で遅滞金利を支払しなければならない。

7. 弊社は前項において寄託された代金を買主に支払う。

8. 本条において契約が解除された場合、売主及び買主は、互いに損害賠償等の請求ができないものとする。

9. シェアについての契約解除は、この限りではない。

（見舞金）

第8条 当該年度に種付した牝馬が全て不受胎の場合、売主は弊社を通じて売買代金の80%を見舞金として買主に支払うものとする。

2. 前項の場合であっても、その後を受胎が確認された場合は見舞金を返還するものとする。

3. 条件付ノミネーション及びシェアについての見舞金は、この限りではない。

（種付業務の権限）

第9条 種牡馬の種付業務については、種牡馬所有者及び種牡馬飼養者の方針に従うものとし、売買成立後に種付業務方法等が変更されても、その決定に従わなければならない。

（契約違反による違約金）

第10条 売主が約定期日までに種付証書を寄託できなかった場合は、弊社の時価評価額をもって違約金とし、売主はその金員を弊社を通じ買主に支払うものとする。

2. 買主が約定期日までに売買代金を寄託できなかった場合は、売買代金の5割に相当する金額を違約金とし、買主はその金員を弊社を通じ売主に支払うものとする。

3. 違反者は、弊社が契約違反と決定した日より10日以内に所定の違約金を支払いしなければならない。万一指定した日より支払が遅れた場合は、その支払い金額に対して日歩5銭の割合で遅滞金利を支払しなければならない。

4. 条件付ノミネーション及びシェアについての契約違反は、この限りではない。

（仲介手数料）

第11条 仲介手数料は売買代金の5%とする。

2. 条件付ノミネーション及びシェアについての仲介手数料は、その都度協議して定める。

3. 受領した仲介手数料はいかなる場合も返還しない。

（協議）

第12条 本業務規程に定めなき事態が発生した場合は、民法、商法、ならびに慣例に準拠し、当事者は誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

（施行期間）

第13条 この業務規程は平成16年7月2日より施行する。